

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成26年度	
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	
監査委員公表日	平成27年9月9日	

平成27年7月末時点の措置状況

措置済	検討中	未実施決定済	合計
209	100	9	318

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第2章 総論

指摘及び意見	措置状況(平成27年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 指摘 出資割合について、早急に正しい解釈に統一すべきである。全ての所管課は、法解釈に照らし、出資割合を正しく把握しているかを確認すべきである。	引き続き監査課と協議のうえ、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」に該当するかどうかの判断をする。	△	福祉部	福祉政策課	2425	43
	出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の「その他これらに準ずるもの」が何であるか調べたが、明確な答えが見つからなかったため、県に確認予定。	△	監査委員事務局	監査課	6473	
2 指摘 早急に、岐阜市住民自治基本条例施行規則第2条(2)記載の「別に定めるもの」を定めるべきである。	要綱を定める方向で検討している。 また、要綱に明記する出資割合の解釈を統一することについて、関係部局と調整を行う。	△	市民参画部	市民参画政策課	2770	44
3 指摘 外郭団体等と表現するのではなく、13団体が外郭団体であると明確に記載すべきである。	13団体について外郭団体と定義し、記載について改める。	○	財政部	行財政改革課	2485	44
4 指摘 経営改善指針に基づき、毎年度、外郭団体の現状を把握し、指針に基づき経営するように指導すべきである。	毎月、事業概況の報告を受け、経営状況の把握に努めている。(信用保証協会・岐阜産業会館) 経営改善指針に基づき、指導に努めている。(シルバー人材センター)	○	商工観光部	産業雇用課 観光コンベンション課	6251 6231	47
	現状把握に努め、必要に応じて理事会等において進言していく。					
	経営改善指針の存在を認識し、外郭団体の現状を把握し、指針に基づき経営がなされているかを確認することにした。	○	福祉部	福祉政策課	2425	
	経営基本情報調査票を作成し、外郭団体の現状を把握した上で、経営改善指針に基づく経営がなされているか、確認した。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	6111	
	指針に基づく経営について指導をする。	△	都市建設部	公園整備課	2832	
	所管課である公共用地課において、的確に指導している。	○	基盤整備部	公共用地課	2570	
	外郭団体と連絡を密にし、現状把握に努めるとともに、適切な経営について指導する。	○	市民参画部	国際課	4122-1214	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
	【学校保健課】人件費の見直しについて指導した。インターネットを活用した情報公開について指導した。 【教育政策課】現状を把握し、指導に努めている。	○	教育委員会	学校保健課 教育政策課	6325 6302	
5 意見 時代の変化に応じて、経営改善指針自体を改定する必要があるか検証をすることが望ましい。	国などの動向を注視し、今後必要に応じ改定を検討していく。	○	財政部	行財政改革課	2485	47
6 指摘 経営基本情報調査票は、所管課の責任において、正確な情報を記載すべきである。	経営基本情報調査票は、正確な情報を記載している。(信用保証協会・岐阜産業会館・シルバー人材センター) 引き続き、正確な情報記載に努める。	○	商工観光部	産業雇用課 観光コンベンション課	6251 6231	48
	情報に誤りがあったものについては修正した。またその他の情報についても誤りがないか再度確認した。	○	福祉部	福祉政策課	2425	
	経営基本情報調査票には、正確な情報を記載している。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	6111	
	正確な情報を記載した。	○	都市建設部	公園整備課	2832	
	所管課である公共用地課において、正確な情報を記載している。	○	基盤整備部	公共用地課	2570	
	当該調査票各項目について所管課と外郭団体で確認している。今後も外郭団体と連携を密にし、正確な情報の把握に努める。	○	市民参画部	国際課	4122-1214	
	【学校保健課】正確な情報を記載している。 【教育政策課】正確な情報を記載するよう努めている。	○	教育委員会	学校保健課 教育政策課	6325 6302	
7 指摘 正確な情報が提供されるような経営基本情報調査票を作成すべきである。	国の示す様式にならない調査票の改訂を行った。	○	財政部	行財政改革課	2485	48
8 指摘 見直しの方向性が、経営改善指針との関係、団体の現状や意向に照らし、有効に検討・実施される体制を構築すべきである。	見直しの方向性に基づく取り組みとして行動計画を作成している。これは、各団体の現状に照らして、必要な見直しが有効に実施されるよう毎年行動計画を見直す仕組みとなっている。	○	財政部	行財政改革課	2485	49
9 意見 時代の変化に応じて、見直しの方向性自体を改定する必要があるか検証をすることが望ましい。	時代の変化に応じた対応は、毎年の行動計画の見直しの中で検討している。	○	財政部	行財政改革課	2485	49

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
10 指摘 所管課と外郭団体全体の意見交換会は、定期的に実施すべきである。そして、意見交換会でフォローが必要なことは、必ずフォローを実施すべきである。	共有すべき情報の共有や意見の集約に関しては、意見交換会の開催に限らず所管課及び外郭団体の間で連携を図っており、今後も継続的に取り組みながら、必要な対応を適切に行っていく。また、必要に応じ意見交換会を実施する。	○	財政部	行財政改革課	2485	50
11 指摘 早急に、外郭団体の所管根拠(行財政改革課も含む)を、岐阜市処務規則第3条及び岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則第2条に、全て明確に規定すべきである。	平成27年3月、岐阜市処務規則及び岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の改正を行い、外郭団体の所管について明記した。	○	行政部	人事課	2432	52
12 指摘 公共ホール管理財団においては、産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課にて協議の上、所管にふさわしい課を1つ選択すべきである。	財団の基本財産、資本金等を商工観光部が出捐していること、および財団の事務所が観光コンベンション課が所管する長良川国際会議場にあることから、観光コンベンション課が所管する。	○	商工観光部	観光コンベンション課	6231	53
13 意見 免除条例第2条第3号の「任命権者が定める場合」を具体化すべく、施行規則を設けることが望ましい。	例外規定について、施行規則を設ける必要性について、他団体の状況を含め研究していく。	△	行政部	人事課	2431	55
14 指摘 派遣の適法性を担保するため、その根拠を記した資料を残しておくべきである。また、市が派遣職員の給与を支給することの適法性を担保するため、その根拠を記した資料を残しておくべきである。	職員の派遣にあたり、派遣先である(公財)観光コンベンション協会との間で「職員の派遣に関する取決め書」を交わし、派遣の根拠や諸条件等について明記している。	○	商工観光部	観光コンベンション課	6231	56
	職員の派遣にあたり、派遣先である(一財)岐阜市にぎわいまち公社との間で「職員の派遣に関する取決め書」を交わし、派遣の根拠や諸条件等について明記している。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	6111	
15 意見 派遣の手続きを規定した規則や要綱などを定め、適正な手続きを履践したことを記した資料を作成することが望ましい。	派遣手続きは適正に行っているが、それを定めた規則等の必要性について研究していく。	△	行政部	人事課	2431	56
16 指摘 現在導入の各施設については、指定管理者制度の導入効果を検証した上で、指定管理者制度導入によって、本施設の設置目的が効果的に達成できているかを判断すべきである。 導入前の施設においては、これまでの市の直営の状況との比較において、指定管理者制度導入によって、本施設の設置目的が効果的に達成できるかを判断すべきである。	施設所管課に対し、利用者サービス向上や経費削減等、制度導入による効果を十分に検証した上で、新規の制度導入及び更新の是非を判断するよう周知した。	○	財政部	施設所管課 (行財政改革課)	2486	70
	特定者指名にするにあたり、要件の充足性を厳格に解釈し行っている。(岐阜産業会館)	○	商工観光部	産業雇用課	6256	
	非公募にする場合は、諸要件を確認し、その解釈を明確に行うようにする。	△	子ども未来部	子ども支援課	2201	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ		岐阜市の外郭団体		結果欄の記載方法		
監査実施年度		平成26年度		○、△、×のいずれかを記入		
提 出 日(最新提出日)		平成27年7月31日		○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの		
監査委員公表日		平成27年9月9日		△:検 討 中 検討中のもの		
				×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの		
17 指摘 次期指定の際には、あくまで、公募で指定管理者を選定する方向で検討し、非公募にするのであれば、その要件の充足性を厳格に解釈すべきである。	非公募で選定する際には、合理的理由等について十分に検証を行う。	○	基盤整備部	土木管理課	2625	71
	公募がふさわしいかどうか平成28年度の指定管理者募集時までに検討していく。	△	市民参画部	男女共生・生きがい推進課 文化芸術課	2791 2785	
	自然の家は、その設置目的を達成するために、豊富な経験と専門的な知識に裏打ちされた活動プログラム、四季を通じた施設の特性を熟知している職員の助言やノウハウが不可欠である。よって当該施設は、例外的措置として特定の団体が継続又は当面運営を行う施設に該当する。現在、教育文化振興事業団以外に上記の専門性を有した団体がいないことから、今後も当該団体を指定する予定である。	×	教育委員会	青少年教育課	6343	
	体育ルームは、一体的に管理することが合理的な施設であると考えられるが、一体的に管理をしない場合の弊害など、業務の洗い出しを行い、慎重に検討を進めている。	△	教育委員会	市民体育課	6395	
	指定管理者の担当部局と連携を図りながら、対応を検討していく。	△	柳津地域振興事務所	地域振興総務課	15071-207	
18 意見 非公募で選定することを決定した場合、その理由の詳細を、ホームページ上に公開することが望ましい。	公募・非公募の検討に際し、非公募で選定する場合は、ホームページでの公開に向けてその理由の詳細を記録しておくよう関係部局に周知した。	○	財政部	行財政改革課	2486	72
19 指摘 一施設一指定管理者を原則であることを明確に意識し、一括募集をする際には、「かえって市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合」といえるかどうかを厳格に解釈すべきである。	一施設一指定管理者の妥当性については、行財政改革課と協議の上、決定していく。	△	都市建設部	公園整備課	2832	72
	岐阜シティ・タワー43地下駐車場は、駅西駐車場の出入り口を利用して駐車車両が出入庫する施設となっており、独自の出入り口を備えていないため、一体の施設として料金精算等の管理運営を行うことになる。 外部監査では、上記説明をおこない、外部監査委員の理解を得ている。	○	都市建設部	都市計画課	2813	
	西岐阜駅の周辺のみ配置された駐輪場であるので、一体で管理する方が合理的である。	×	基盤整備部	土木管理課	2625	
	【青少年会館】次期公募にむけて、一括募集の必要性の有無について検討を進めている。 【市民体育課】次期指定管理者募集の際に、一括募集の可否・範囲について、他都市の状況など踏まえながら検討を進めている。	△	教育委員会	中央青少年会館 市民体育課	266-5134 6395	
	次期選定にあたっては、一括募集を行う理由について公表していくこととした。	○	福祉部	高齢福祉課	2132	
	一括募集する場合の理由についてホームページでの公開について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2201	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

20 意見 一括募集することを決定した場合については、その理由の詳細について、ホームページ上に公開することを検討することが望ましい。	一括募集することを決定した場合の、その理由の詳細をホームページ上に公開するかどうか、その妥当性について検討中である。	△	都市建設部	公園整備課	2832	72
	平成28年度に実施される次回公募時には、その理由の詳細についてホームページ上に公開する。	○	都市建設部	都市計画課	2813	
	指定管理者制度所管課の財政部行財政改革課と連携し、ホームページ上の公開を検討する。	△	基盤整備部	土木管理課	2625	
	次期指定管理選定の際に、ホームページ上に公開することを検討している。	△	教育委員会	中央青少年会館 市民体育課	266-5134 6396	
21 意見 本施設の指定管理者制度において利用料金制度を導入しない理由があるのか検討し、利用料金制度の導入を積極的に検討することが望ましい。	特定者指名で行っている中で、利用料金制度を導入することは検討していない。(岐阜産業会館)	×	商工観光部	産業雇用課	6256	73
	・施設の収容人数に限度があること及び農園という施設の性質上、利用料金制度はそぐわない。(ふれあい農園) ・現状で施設稼働率に問題はなく、有料施設以外での利用者が圧倒的に多く、施設全体としての管理・運営が必要であり、利用料金制度は施設の性質とそぐわない。(ふれあいの森)	×	農林部	農林園芸課	6208	
	福祉目的の施設については、その性質上、無償又は低廉な価格でサービスを提供している。また、減免などの制度も充実しており、収益のアップが見込めない施設がほとんどであるため、検討の結果、利用料金制度を導入しないこととした。	○	福祉部	福祉政策課 高齢福祉課	2423 2132	
	児童館・児童センターについては、児童厚生施設という性質から料金を徴収しておらず、利用料金制度は該当しない。ドリームシアター岐阜については、今後利用料金制度を導入した場合の影響や効果を検討していく。	×	子ども未来部	子ども支援課	2201	
	利用料金制度と従来の使用料制度との比較と、利用料金制度導入によるメリット・デメリットも含めて検討していく。	△	都市建設部	公園整備課	2832	
	事例調査など検討を進めている。	○	都市建設部	都市計画課	2813	
	稼働率が高く、また他都市の駐輪料金と同程度であることから、現時点では、利用料金制度の導入は必要ないと考えているが、今後も利用状況を注視し、状況変化があった際には必要に応じて検討を行う。	△	基盤整備部	土木管理課	2625	
利用料金制度導入が可能かどうか平成28年度の指定管理者募集時までに検討していく。		△	市民参画部	男女共生・生きがい推進課 文化芸術課	2791 2785	

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法			
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入			
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの			
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの			
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの					

	【自然の家】自然の家は、小中学校の教育課程における自然体験活動での利用が中心であり(無料)、一般利用を主として考える利用料金制度はなじまないと考える。	×	教育委員会	中央青少年会館 青少年教育課	6343 266-5134
	【青少年会館】青少年会館の指定管理者制度において、施設の収益性や収入増を重視する利用料金制度は、青少年教育という施設の設置目的にそぐわないと考える。				
	【市民体育課】市内の同種の施設や他都市の状況などを踏まえながら検討していく。	△	教育委員会	市民体育課	6395

22 指摘 次期指定管理者募集の際には、適切な算定となるような算定手順を作成し、それに従って算定し、その過程を記録し、明示しておくべきである。	県と連携し行うよう努力する。(岐阜産業会館)	△	商工観光部	産業雇用課	6256	73
	・募集要項において、評価項目ごとに配点を明示している。 ・審査結果の公表において、次回募集時には評価項目ごとの採点結果を明示する。(ふれあい農園) ・次期指定管理者募集の際には、募集(申請)要項において、評価項目ごとの配点を明示し、審査結果の公表において、評価項目ごとの採点結果を明示する。(ふれあいの森)	△	農林部	農林園芸課	6208	
	指定管理料の設定にあたっては、算定手順及びその過程について明示できるよう検討していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2201	
	ブラザ掛洞では利用料金制度を導入しており、応募側が主となって収入と管理経費を算定して応募を行い、選定を行うものである。 平成23年度の募集では、直近3年間の収入・支出の決算額及び当年度の予算について明示していたが、今回の募集時には、応募者がより適切にコストの算定を行い、適切な指定管理を実施できるよう、前年度の指定管理施設の歳出状況について大まかな費目の内訳を明示する。(掛洞プラント) リフレ芥見では利用料金制度を導入しており、応募側が主となって収入と管理経費を算定して応募を行い、選定を行うものである。 応募者が適切にコストの算定を行い、適切な指定管理を実施できるよう、募集要項内で直近3年間の収支決算及び当年度の予算、前年度の指定管理施設の歳出状況について大まかな費目の内訳を明示している。(東部クリーンセンター)	○	環境事業部	東部クリーンセンター 掛洞プラント	6295 239-9911 243-1151	
	次期指定管理者募集の際には、算定過程の記録、明示を行う。	○	都市建設部	都市計画課 公園整備課	2813 2832	
	指定管理者制度所管課の財政部行財政改革課と連携し、算定手順等を検討する。	△	基盤整備部	土木管理課	2625	
	次期指定管理者募集の際には、適切な算定手順を作成する。	△	市民参画部	男女共生・生きがい推進課 文化芸術課	2791 2785	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
	【自然の家】自然の家の指定管理者募集については、過去の実績をもとに算定している。次回募集の際は、算定手順について、記録・明示することを検討していく。 【青少年会館・市民体育課】次期指定管理者募集の際には、算定手順やその記録を残すよう検討している。	△	教育委員会	中央青少年会館 青少年教育課 市民体育課	6343 266-5134 6395	
	指定管理者の担当部局と連携を図りながら、対応を検討していく。	△	柳津地域振興事務所	地域振興総務課	15071-207	
23 意見 選定委員会要綱の収集・検証程度はすることが望ましい。	各部の選定委員会要綱を収集し、本課が示したひな形に沿って作成されていることを確認した。	○	財政部	行財政改革課	2486	75
24 意見 利害関係に疑問が生じる立場の委員は、議事に加わらないように、その旨、基本方針に明記することが望ましい。	現在、利害関係者が選定に参画しない旨、基本方針に記載した上、審査に先立っては、選定委員、指定管理者の応募者双方に対し、利害関係の有無を確認している。	○	財政部	行財政改革課	2486	76
25 意見 選定委員会における発言内容の概要を含む議事録を、ホームページ上で公開し、透明性の高い評価手続を検討することが望ましい。	より透明性を高めるため、選定理由に加えて議事概要を公開するよう関係部局に周知した。	○	財政部	行財政改革課	2486	76
26 意見 評価項目ごと及び全体において、最低点を設定することが望ましい。	構成員全てが外部委員からなる選定委員会において、指定管理者からの提案内容等が市の要求水準を満たすかを厳格に審査し、指定管理者としての適否を判断するとともに、選定理由を具体的に公表することで、選定の是非を明確にしている。	○	財政部	行財政改革課	2486	76
27 意見 募集段階では、5つの選定基準の配点だけでなく、評価項目ごとの配点を明示しておき、選定段階では、5つの選定基準の採点だけでなく、評価項目ごとの採点結果及び採点根拠を明らかにしておくことが望ましい。	より透明性を高めるため、募集要項において評価項目ごとの配点及び採点結果を明示するよう関係部局に周知した。	○	財政部	行財政改革課	2486	76
28 意見 行財政改革課主導のもと、該当所管課において、外郭団体以外の団体が応募しなかったことについて原因分析をし、原因に応じた対応を検討することが望ましい。	応募を見合わせた団体にその理由を問い合わせるなど、今回の応募者増加に向けた対策を図るよう関係部局に周知した。	○	財政部	行財政改革課	2486	77
29 意見 「市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体」という応募資格ではなく、「緊急時の速やかな対応など安定した管理運営が可能な団体」など、業者が応募に躊躇しないような応募資格とすることが望ましい。	緊急時を含め、迅速かつ的確に対応できる団体を選定するための資格要件である。表現については今後も研究していきたい。	○	財政部	行財政改革課	2486	77
	再委託の契約については、予め書面による承諾を得ている。	○		産業会館、公共ホール管理財団、観光コンベンション協会	6256 6231 266-5588	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						

30 指摘 再委託中の契約において、市による書面承諾を得ていないものについては、書面による再委託の承認を得るべきである。	再委託については市の書面承認を得ることを徹底した。	○		社会福祉協議会、社会福祉事業団	255-5511 252-0936	78
	指定管理については、書面による再委託の承認を徹底しており、それ以外の委託については、順次対応している。	○		にぎわいまち公社	6121	
	書面による再委託の承認を検討中である。	△		みどりのまち推進財団	2832	
	該当する事案(再委託)が無い。 再委託する場合は、書面による承諾を得るように、事務手続きを行うことになっている。	○		国際交流協会	263-1741	
31 指摘 今後、再委託契約を締結する場合には、市による予めの書面承諾を徹底すべきである。	再委託の契約については、予め書面による承諾を得ている。	○	商工観光部	観光コンベンション課	6231	78
	・年度初めに、書面にて承諾済みである。(ふれあい農園・ふれあいの森)	○	農林部	農林園芸課	6208	
	再委託契約の締結について書面による承諾を行うこととした。	○	福祉部	福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課	2423 2117 2118 2132	
	今後は、再委託契約締結の際、市の書面による事前承認を得たのち、契約締結させるよう徹底する。	○	子ども未来部	子ども支援課	2201	
	平成27年度より、指定管理者が再委託契約を締結する際には、市に再委託許可の申請書を提出させ、市は書面により再委託の承諾を行うよう徹底している。	○	環境事業部	東部クリーンセンター 掛洞プラント	6295 239-9911 243-1151	
	書面承諾を行うこととする。	△	都市建設部	公園整備課	2832	
	今年度から再委託について、書面による承諾を行っている。	△	都市建設部	都市計画課	2813	
	再委託契約の際には、予めの書面承諾を行う。	○	基盤整備部	土木管理課	2625	
	(男女共生・生きがい推進課) 現在は、あらかじめ仕様書に「この業務は再委託をするように」としている業務以外を再委託しておらず、問題ない。今後これらを除いて再委託する場合には、しっかりと書面承諾を行う。 (文化芸術課) 書面による再委託の承認申請を徹底した。	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課 文化芸術課	2791 2785	
	予め書面承諾の手続きを既に実施している。	○	教育委員会	中央青少年会館 青少年教育課 市民体育課	6343 266-5134 6395	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
	指定管理者の担当部局と連携を図りながら、対応を検討していく。	△	柳津地域振興事務所	地域振興総務課	15071-207	
32 指摘 再委託においては、委託契約書を添付させるなどして、属性・内容を確認の上、書面承諾をすることを検討すべきである。	書面による承諾の徹底について、関係部局に周知した。	○	財政部	行財政改革課	2486	78
33 意見 予めの書面承諾について、事務取扱要領において、書面承諾書の様式を作成するなどして、所管による判断のばらつきが生じないように指導することが望ましい。	書面承諾の様式を作成し関係部局に周知した。	○	財政部	行財政改革課	2486	79
34 意見 評価委員会規則・教育委員会評価委員会規則においても、利害関係人の除外についての規定を設けることが望ましい。また、選定委員会と同様に、評価委員に、利害関係がないことの誓約書を提出させ、利害関係の有無について、強く意識を持たせることが望ましい。	評価委員会において利害関係者の除外規定を設けることについて、施設所管部局と協議中である。	△	財政部	行財政改革課	2486	80
35 意見 利害関係に疑問が生じる立場の委員は、評価委員会の議事に加わらないように、その旨、基本方針に明記することが望ましい。	基本方針への記載を含め、評価委員会において利害関係者の除外規定を設けることについて、施設所管部局と協議中である。	△	財政部	行財政改革課	2486	80
36 意見 評価委員会における発言内容の概要を含む議事録を、ホームページ上で公開し、透明性の高い評価手続を検討することが望ましい。	より透明性を高めるため、評価結果に加えて議事概要を公開するよう関係部局に周知した。	○	財政部	行財政改革課	2486	80
	・指定管理業務実地調査票により、年2回現地調査を実施している。また、日頃施設に行く機会が多いため、適宜運営管理の確認ができています。(ふれあい農園・ふれあいの森)	○	農林部	農林園芸課	6208	
	実地調査票を用いて現地調査を行い、記録を確実に残すよう徹底した。	○	福祉部	福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課	2423 2117 2118 2132	
	平成26年度下半期のモニタリング評価において、実地調査票により全施設の訪問調査を実施した。今後のモニタリング評価においても現地訪問調査を継続して実施する。	○	子ども未来部	子ども支援課	2201	
	所管課により施設の現地調査は行っているものの、その結果について書面に記録を残していなかったが、指定管理業務実地調査票などを利用し、モニタリングの内容について記録を残していく。	○	環境事業部	東部クリーンセンター、掛洞プラント	6295 239-9911 243-1151	
	指定管理業務実地調査票を用い、記録を行っている。今後も継続的に記録を行う。	○	都市建設部	公園整備課	2832	

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
37 指摘 所管課は、定期的に施設の現地調査に行くべきである。現場を訪問した際には、モニタリング指針の様式にある指定管理業務実地調査票などを利用して、モニタリングをした内容を確実に記録すべきである。	施設の現地調査は行っていたものの、十分な記録が残されていなかったため、現在は、モニタリングした内容を指定管理業務実地調査票を利用して記録を残している。	○	都市建設部	都市計画課	2813	81
	モニタリング指針の様式にある実地調査票を利用して現場調査を行った。	○	基盤整備部	土木管理課	2625	
	(男女共生・生きがい推進課) 既に定期的に施設の調査等を行っており、実地調査票なども作成している。 (文化芸術課) 定期的に施設の現地調査を行い、指定管理実地調査票に記入している。	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課、文化芸術課	2791 2785	
	【自然の家】自然の家の現地調査については、年3回の利用調整委員会、年2回の自然の家運営審議会及び主催事業実施時に視察を行い、モニタリング時の評価の参考としている。今後は、現地調査をした際に調査票等を利用して、記録を残していく。 【青少年会館】毎年12月を目途に、指定管理施設の現地調査及び管理備品の所在確認等を実施する。 【市民体育課】定期的に指定管理施設の現地調査を実施し、備品等の確認を含めたモニタリングを実施する。	△	教育委員会	中央青少年会館、青少年教育課、市民体育課	6343 266-5134 6395	
	指定管理者の担当部局と連携を図りながら、対応を検討していく。	△	柳津地域振興事務所	地域振興総務課	15071-207	
38 指摘 評価委員会においても、年2回開催という問題があるが、1年間に最低1度は現場を見るべきである。	施設の特性から委員による現地調査が有効と判断される施設については適宜現地視察を実施するよう周知した。	○	財政部	施設所管課 (行財政改革課)	2486	81
39 指摘 評価順序、評価方法に問題がないかを分析し、より効果的な評価方法がないか検討すべきである。	指定管理者による自己評価と施設所管課の評価の両方を踏まえ評価委員会が評価することで、より公平な評価が可能となっており、効果的な評価方法であると考ええる。	○	財政部	行財政改革課	2486	82
40 意見 所管課の評価を評価委員会が適正に検討できるに足りだけの評価根拠を記載することが望ましい。	指定管理者管理運営状況シートに、その評価の理由を施設所管課の意見として記載するよう関係部局に周知した。	○	財政部	施設所管課 (行財政改革課)	2486	82
41 意見 評価の結果だけでなく、評価の根拠もホームページ上で公開することが望ましい。	より透明性を高めるため、指定管理者管理運営状況シートに、その評価の理由を施設所管課の意見として記載するよう関係部局に周知した。	○	財政部	施設所管課 (行財政改革課)	2486	83

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検 討 中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
42 意見 業務日誌において、誰がどんな業務に従事していたのかということについても記載させることが望ましい。	報告事項があった場合等、すぐに事務局に連絡をいれるよう指導をしている。 また、就業報告書備考欄への記入についても検討していく。	△	商工観光部	産業雇用課 シルバー人材センター	6251 240-1245	83
43 指摘 補助金交付を継続的あるいは一般的に行う必要のない場合を除き、早急に補助金交付要綱を策定すべきである。	公益社団法人岐阜市シルバー人材センター補助金交付要綱を策定している。	○	商工観光部	産業雇用課	6251	85
	要綱を策定した。	○	福祉部	福祉政策課	2425	
	事業開始前の平成26年3月に補助金交付要綱を策定済である。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	6111	
	補助金交付要綱の策定について検討中である。	△	都市建設部	公園整備課	2837	
	「岐阜市外国人のための日本語講座補助金交付要綱」を制定している。	○	市民参画部	国際課	4122-1214	
44 意見 要綱を定める必要がないと判断する場合には、行財政改革課に対し、その合理的な理由を、客観的資料をもって示すことが望ましい。	公益社団法人岐阜市シルバー人材センター補助金交付要綱を策定している。	○	商工観光部	産業雇用課	6251	85
	要綱の策定につき、不要と判断されるものについては行財政改革課に相談することとした。	○	福祉部	福祉政策課	2425	
	事業開始前の平成26年3月に補助金交付要綱を策定済である。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	6111	
	補助金交付要綱の策定について検討中である。	△	都市建設部	公園整備課	2837	
	「岐阜市外国人のための日本語講座補助金交付要綱」を制定している。	○	市民参画部	国際課	4122-1214	
45 意見 補助金交付要綱を収集し、検証程度はすることが望ましい。	団体に対し必要な補助について、各部で適切に要綱を策定している。	×	財政部	行財政改革課	2485	85
46 意見 負担金においても、補助金類似の性質のものは、規則など何らかのルールを策定することが望ましい。	負担金の支出手続きに関しては、補助金等ガイドラインなどに規定している。	○	財政部	行財政改革課	2485	85
47 指摘 設計何を必ず作成すべきである。	あらかじめ設計伺書を作成するようにした。	○	まちづくり推進部	まちづくり景観課	2680	89

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検 討 中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
48 指摘 契約事務の流れを遵守するように、所管課に徹底させるべきである。	平成27年7月に実施の契約事務研修の際に、契約事務の流れを遵守するよう、所管課に周知を図った。 今後も引き続き周知を図っていく。	○	行政部	契約課	2759	89
49 意見 随意契約ガイドラインの適用については、所管課において判断が区々にならないように、判断基準を統一させることが望ましい。	平成27年7月に実施の契約事務研修の際に、随意契約ガイドラインの適用基準の周知を図った。 今後も引き続き周知を図っていく。	○	行政部	契約課	2759	89
50 意見 ホームページ上で随意契約ガイドラインについて、公開することが望ましい。	随意契約ガイドラインをホームページ上に掲載した。	○	行政部	契約課	2759	90
51 意見 契約規則第29条第2項を、「・・・いずれかに該当する場合においては、この限りではない」と改定することが望ましい。	契約規則の改正等により、見積書の徴取が1者で良い場合を明確にする予定である。	△	行政部	契約課	2759	90
52 指摘 見積書には、内訳明細を付記させるべきである。	見積書への内訳明細の付記について、調査研究を進めている。	△	行政部	契約課	2759	90
53 指摘 再委託契約締結の際には、事前承認を得るよう外郭団体に対し、徹底させるべきである。	再委託契約の締結にあたっては、事前承認を行っている。(岐阜産業会館)	○	商工観光部	産業雇用課	6256	91
	再委託契約締結にあたっては事前承認を得るよう外郭団体に対し周知を行った。	○	福祉部	福祉政策課	2423	
	再委託の事前承認を徹底するよう、指導している。	○	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	6101 2680	
	再委託契約締結における事前承認について、遺漏なきよう徹底させる。	○	都市建設部	公園整備課	2832	
	再委託契約締結の際には事前承認を得ること等、引き続き契約事務全般の流れ等の指導を行う。	○	市民参画部	国際課	4122-1214	
	契約違反の事例はない。(観光コンベンション協会) 再委託は市の承認を得て実施しており、契約違反はない(公共ホール管理財団) 契約違反の事実はない。(岐阜産業会館)	○		産業会館 公共ホール管理財団 観光コンベンション協会	6256 6231 266-5588	
	契約違反のないよう再委託の承認を徹底した。	○		社会福祉協議会 社会福祉事業団	255-5511 252-0936	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検 討 中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
54 指摘 外郭団体としても、市と密接に関連する団体であることから、契約違反をしないように徹底すべきである。	契約違反をしないように徹底している。	○		にぎわいまち公社	6121	91
	契約違反の無い様、徹底している。	○		みどりのまち推進財団	2832	
	契約違反をしないように徹底している。	○		土地開発公社	2570	
	履行状況を確認し、契約違反をしないよう事業を実施している。	○		国際交流協会	263-1741	
55 指摘 再委託の禁止という条項を設けるのであれば、再委託が原則として禁止されている、例外として再委託する場合は、再委託の承認書類を予め市に提出し、書面による市の事前承諾を必要とする旨の条項とすべきである。指定管理者制度においては、事務取扱要領にて、協定書の様式を定めているが、契約についても、事務取扱要領を作成するなどして、適切な契約書の書式を定めるべきである。	契約約款の再委託に係る規定を遵守するとともに、各所管課で契約する場合にもこれを準用するよう、平成27年4月に契約約款を改正した際に指導した。また、契約約款は標準的な契約書として定めたものであり、各所管課の契約の場合もこれを準用するよう周知を図っていく。	○	行政部	契約課	2759	92
56 指摘 事業評価シートについては、必要かつ正確な情報を記載すべきである。	事業評価シートは、必要な情報を正確に記載している。(信用保証協会・シルバー人材センター) 事業評価シートは、正確な情報を記載するように努める。(岐阜産業会館)	○	商工観光部	産業雇用課	6251	93
	福祉の店「友&愛」(マーサ21内)と福祉ショップ「WA!」(柳ヶ瀬地区)の事業評価シートを分け、それぞれ必要かつ正確な情報を記載して作成した。	○	福祉部	障がい福祉課	2113	
	事業評価シートには、必要かつ正確な情報を記載している。(まちづくり推進政策課) 委託の目的と内容を明確にし、誤りを正したうえで、適切に記載した。(まちづくり景観課)	○	まちづくり推進部	まちづくり景観課 まちづくり推進政策課	6101 2680	
	事業内容を聞き取りを含め改めて精査し、正確な内容を記載している。	○	都市建設部	公園整備課	2832	
	平成26年度の事業評価から正確な情報を記載している。	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課 文化芸術課	2791 2785	
57 指摘 事業評価シートについては、可能な限り正確に作成されるように研修を実施すべきである。	今年度作成する際に説明会を実施した。	○	財政部	行財政改革課	2485	94

監査テーマ		岐阜市の外郭団体		結果欄の記載方法				
監査実施年度		平成26年度		○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)		平成27年7月31日		○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日		平成27年9月9日		△:検 討 中 検討中のもの				
				×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				
58 指摘 適正な評価をして予算に反映できるように、事業評価シートの作成を要求する際には、何をもって一事業と捉えるか、その見直しを検討することも併せて、契約所管課に働きかけるべきである。		事業の洗い出しについては説明会において周知しており、各部局において予算見積書等に基づいて適切に作成する。		○	財政部	行財政改革課	2485	94
59 指摘 行政財産の目的外使用の許可申請について正しい手続きをとるべきである。		指摘事項について、許可事務を行い是正した。		○	行政部	管財課	3174	97
		正しい手続きを行っている。(岐阜産業会館)		○	商工観光部	産業雇用課	6256	
		岐阜市公有財産規則の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可を行った。		○	都市建設部	公園整備課	2832	
		国際交流協会において使用許可申請を行っている。		○	市民参画部	国際課	4122-1214	
		教育委員会内で決裁区分や内容について統一し、正しい手続きをとるようにした。		○	教育委員会	学校保健課 教育政策課	6325 6302	
60 指摘 管財課は、該当所管課に対し、適正な手続きをとるように指導すべきである。		該当所管課に指導し、許可事務手続きを取らせた。また、他部署についても、引き続き通知などを行い、適正管理の指導に努める。		○	行政部	管財課	3174	97
61 指摘 公有財産規則を改定し、交付規則と同様、使用許可の基準や使用許可取消の要件として、暴力団排除条項を明記すべきである。		指摘事項に関する関連例規の整備の準備を進めている。		△	行政部	管財課	3174	100
62 指摘 使用許可の条件として、暴力団関係者ではないことを示す誓約書を提出させるべきである。		次年度以降の許可において、誓約書の提出を求めるよう様式等の検討中である。		△	行政部	管財課	3174	100
		口頭による確認は行っているが、誓約書の提出は行っていない。今後、県と協議する。(岐阜産業会館)		△	商工観光部	産業雇用課	6256	
		使用申込書に暴力団関係者ではないことを示す内容を盛り込むこととした。		○	福祉部	福祉政策課	2423	
		行政財産使用許可申請書と併せて提出させる予定である。		△	都市建設部	公園整備課	2832	
		次年度から盛り込む予定である。		△	教育委員会	学校保健課 教育政策課	6325 6302	
		次年度以降の契約において契約書の条項の追加を検討中である。		△	行政部	管財課	3174	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ		結果欄の記載方法				
監査実施年度		○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)		○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日		△:検討中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				
63 指摘 使用貸借契約の相手方に対して(外郭団体を含む)、暴力団排除条項を明記すべきである。	今後、県と協議する。(岐阜産業会館)	△	商工観光部	産業雇用課	6256	100
	契約更新の際に随時実施予定である。	△	福祉部	福祉政策課	2421	
	次年度から盛り込む予定である。	△	教育委員会	学校保健課 教育政策課	6325 6302	
64 指摘 暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。	補助金等交付規則において交付申請書の様式を定めているが、全ての補助金を対象とする規則で記載するか、各補助金要綱等に対応するかを含めて、他都市の状況等を調査しながら検討していく。	△	財政部	補助金交付所 管課 (行財政改革課)	2485	101
65 指摘 外郭団体との委託契約を含めて、委託契約全般に、暴力団排除条項を導入するよう徹底すべきである。	今後、県と協議する。(岐阜産業会館)	△	商工観光部	産業雇用課	6256	102
	所管課である契約課の判断に従う。	△	福祉部	福祉政策課	2425	
	契約担当課と協議し、契約書の改定を検討中	△	まちづくり推進部	まちづくり推進政策課	6101	
	外郭団体との契約においても暴力団排除条項を導入予定である。	△	都市建設部	公園整備課	2832	
	外郭団体との委託契約を含めて、委託契約全般に、暴力団排除条項を導入することについて検討中である。	△	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	
	次の公募の際には導入する。	△	教育委員会	教育政策課	6302	
66 指摘 再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。	平成26年3月11日改正・施行の契約事務ガイドラインで導入済(観光コンベンション協会)	○		公共ホール管理財団 観光コンベンション協会	6231 266-5588	103
	今後、県と協議する。(岐阜産業会館)	△		産業会館	6256	
	委託契約書に暴力団排除条項を導入した。	○		社会福祉協議会 社会福祉事業団	255-5511 252-0936	
	一部は平成27年度に導入済であり、全ての再委託においても導入する方向で調整中である。	△		にぎわいまち公社	6121	
	再委託契約における委託契約についても暴力団排除条項導入の指導をする。	△		みどりのまち推進財団	2832	
	再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入することについて検討中である。	△		国際交流協会	263-1741	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

	既に導入済みであり、該当しない。	○		教育文化振興事業団	259-4646	
67 指摘 再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである。	今後、県と協議する。(岐阜産業会館)	△	商工観光部	産業雇用課	6256	103
	・入札参加資格登録業者であることの確認済みである。(ふれあい農園)	○	農林部	農林園芸課	6208	
	・入札参加資格登録業者であることの確認を行い、登録がない業者については、暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件としている。(ふれあいの森)					
	再委託業者について、岐阜市競争入札参加資格者であること又は暴力団等ではないことの誓約書を提出していることを再委託承認の条件とした。	○	福祉部	福祉政策課 障がい福祉課 高齢福祉課	2423 2117 2118 2132	
	今後、再委託業者との契約書に暴力団排除条項を明記させることとする。	○	子ども未来部	子ども支援課	2201	
	再委託契約締結の承諾の際には、岐阜市の登録業者以外の業者へ再委託する場合、再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)の提出を条件とする。	○	環境事業部	東部クリーンセンター 掛洞プラント	6295 239-9911 243-1151	
	次回の再委託承認時には、再委託の書面による承諾を行う際に、契約書への暴力団排除条項記載を条件とする旨、記載することを検討中である。	△	都市建設部	公園整備課	2832	
	次回の再委託承認時には、再委託の書面による承諾を行う際に、契約書への暴力団排除条項記載を条件とする旨、記載する。	○	都市建設部	都市計画課	2813	
	再委託契約の際には、契約書に暴力団排除条項が導入されていることを、再委託承認の条件とする。	○	基盤整備部	土木管理課	2625	
	再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とする事について検討中である。	△	市民参画部	男女共生・生きがい推進課 文化芸術課	2791 2785	
	次期公募にあたっては、再委託業者が暴力団等と無関係であることの誓約を提出することを、再委託承認の条件に加える。	△	教育委員会	中央青少年会館 青少年教育課 市民体育課	6343 266-5134 6395	
	指定管理者の担当部局と連携を図りながら、対応を検討していく。	△	柳津地域振興事務所	地域振興総務課	15071-207	

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
68 指摘 指定管理施設所管課と外郭団体は、暴力団排除条項を明記した利用申請書を作成し、利用すべきである。	県と連携し、規則改正を行い対応する予定(岐阜産業会館) 文化センター、市民会館の利用申請書は規則で定められた様式であり、外郭団体(指定管理者)では変更できないため、所管部局に働きかける。また、国際会議場の利用申請書は指定管理者が定めることになっているが、市の文化会館規則に準じて作成してある。従って、市の規則が改正されたタイミングで実施する予定である。(公共ホール管理財団)	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館 公共ホール管理財団	6251	104
	利用申請書に暴力団排除条項を明記した。	○	福祉部	障がい福祉課 社会福祉協議会 社会福祉事業団	255-5511 252-0936	
	今後、利用申請書に暴力団排除条項を明記させることとする。	○	子ども未来部	子ども支援課	2201	
	指定管理施設(駐車場)の利用にあたっては、利用申請書の作成を要しないことから、該当しない。	×		にぎわいまち公社	6121	
	導入について検討中である。	△		みどりのまち推進財団	2832	
	契約書の添付書類として「反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」を利用している。	○	基盤整備部	土地開発公社	2570	
	駐輪場の定期駐車申込書への暴力団排除条項の明記について、指定管理者制度所管課の財政部行財政改革課や行政部行政課(法規)と連携し検討する。	△	基盤整備部	土木管理課	2625	
	指定管理施設所管課と外郭団体は、暴力団排除条項を明記した利用申請書を作成し、利用することについて検討中である。	△	市民参画部	男女共生・生きがい推進課 文化芸術課 国際交流協会	2791 2785 263-1741	
	【自然の家】自然の家の利用申請書については、指定管理者の定める書面にて、申請することになっている。今後、岐阜市暴力団排除条例に基づいた表現を記載する。 【青少年会館・市民体育課】指定管理者とで協議を行い、暴力団排除条項を明記した利用申込書等を作成する方向で準備を進めている。 【教育文化振興事業団】暴力団排除条項を明記した利用申込書等を作成する方向で関係課と協議を進めている。	△	教育委員会	青少年教育課 市民体育課 教育文化振興事業団	6343 266-5134 6395 259-4646	
指定管理者の担当部局と連携を図りながら、対応を検討していく。	△	柳津地域振興事務所	地域振興総務課	15071-207		
	今後、ホームページ更新に合わせ明示していく。(観光コンベンション協会) 対応済み。(信用保証協会・シルバー人材センター)	○		信用保証協会 シルバー人材センター 観光コンベンション協会	6249 6251 266-5588	
	今後、県及び市と検討する。(岐阜産業会館)	△		産業会館	6256	

監査テーマ		岐阜市の外郭団体		結果欄の記載方法	
監査実施年度		平成26年度		○、△、×のいずれかを記入	
提 出 日(最新提出日)		平成27年7月31日		○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの	
監査委員公表日		平成27年9月9日		△:検 討 中 検討中のもの	
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの					

69 意見 暴力団等の反社会的勢力との関係遮断をホームページに明記することが望ましい。	ホームページに暴力団との関係を遮断する旨明記した。	○		社会福祉協議会	255-5511	105
	社会福祉法人はもとより、一般企業においても自社のホームページに反社会的勢力との関係遮断を掲載している事例は少なく、また、掲載することで、反社会的勢力介入の予防効果に繋がるとは思えないので、掲載は考えていない。	×		社会福祉事業団	252-0936	
	暴力団等の反社会的勢力との関係遮断について、ホームページ上に掲載するか否かについて、検討中。	△		にぎわいまち公社	6121	
	ホームページへの掲載に向け準備中である。	△		みどりのまち推進財団	2832	
	措置は講じていないが、その内容を検討中。	△		土地開発公社	2570	
	協会のホームページに暴力団等の反社会的勢力との関係遮断の内容を掲載することについては今後検討していく。	△		国際交流協会	263-1741	
	【学校給食会】月契約書に暴力団排除条項を導入後(9月)、ホームページに掲載予定である。 【教育文化振興事業団】今年度、ホームページを更新予定であり、その際に掲載予定である。	△		学校給食会 教育文化振興事業団	214-2363 259-4646	
70 指摘 補助事業のために契約する契約書等には、暴力団排除条項を導入することを徹底すべきである。	平成26年3月11日改正・施行の契約事務ガイドラインで導入済。	○		観光コンベンション協会	266-5588	105
	公社と業者間等の契約書改正について検討中	△		にぎわいまち公社	6121	
	導入について検討中である。	△		みどりのまち推進財団	2837	
	補助事業のために契約する契約書等には、暴力団排除条項を導入することについては、今後検討していく。	△		国際交流協会	263-1741	
71 指摘 外郭団体が交付している補助金の申請については、補助金交付申請書に、暴力団排除条項を明記すべきである。	平成26年3月11日改正・施行の契約事務ガイドラインで導入済。	○		観光コンベンション協会	266-5588	105
	要綱等の見直しも含めて検討中	△		にぎわいまち公社	6121	
	導入について検討中である。	△		みどりのまち推進財団	2837	
	補助金交付申請書に、暴力団排除条項を導入することについては、今後検討していく。	△		国際交流協会	263-1741	
	栄養教諭等研究部会への補助金であるため、暴力団排除条項の明記は特に必要ないとする。	×		学校給食会	240-8961	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

72 指摘 再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。	平成26年3月11日改正・施行の契約事務ガイドラインで導入済(観光コンベンション協会)	○		公共ホール管理財団 観光コンベンション協会	6231 266-5588	106
	従前から、契約書には「暴力団排除措置による解除」に係る規定を定めている。					
	今後、県と協議する。(岐阜産業会館)	△		産業会館	6256	
	本会は、居宅介護支援事業者に介護予防支援業務の委託を行っているが、岐阜市が指定する居宅介護支援事業者と契約している。よって岐阜市が指定する際、暴力団と関係がない旨の誓約書の提出を事業者から求めているため、改めて契約書への明記は、重複すると判断する。	×		社会福祉協議会	255-5511	
	新規の再委託契約には、暴力団排除条項を盛り込み、契約中の再委託契約には、暴力団排除条項を追加する変更契約を再委託先と結んだ。	○		社会福祉事業団	252-0936	
	一部は平成27年度に導入済であり、全ての再委託においても導入する方向で調整中である。	△		にぎわいまち公社	6121	
73 指摘 再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである。	再委託契約の際、委託契約書に、暴力団排除条項を導入することについては、今後検討していく。	△		国際交流協会	263-1741	106
	契約約款において、市が何ら催告を要せず契約解除出来る場合として、「受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。」と規定されており、別途、誓約書を徴取する必要はないと考える。	×	行政部	契約課	2759	
74 指摘 賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入するなど徹底すべきである。	今後、規程を改正し、様式を変更する。	△		観光コンベンション協会	266-5588	106
	協会の賛助会員規程に暴力団排除条項を設け、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入することについては、今後検討していく。	△		国際交流協会	263-1741	
75 指摘 外郭団体に対し、賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入することを指導すべきである。	規約改正及び様式変更が予定されている。	△		観光コンベンション課	6231	107
	賛助会員規程に暴力団排除条項を設け、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入する旨指導することについては、今後検討していく。	△		国際課	4122-1214	
76 指摘 市の外郭団体に対する関与が判る情報をホームページ上で積極的に公開すべきである。	経営基本状況調査票について、市のホームページにおいて公開することを検討していく。	△	財政部	行財政改革課	2485	108

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成26年度	
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	
監査委員公表日	平成27年9月9日	

77 指摘 指定管理施設の情報は、平成18年度の選定時からの情報を掲載すべきである。	管理運営に関する現状の公表が目的であるため、現在の指定管理者に関する情報を掲載することとしている。今後も見直しが必要なものは検討していく。	○	財政部	該当施設所管課 (行財政改革課)	2486	108
78 指摘 外郭団体の情報公開が積極的になされているか、適切な時期になされているかなど、外郭団体所管課及び行財政改革課において、適切に関与すべきである。	外郭団体所管課と連携し、各団体の情報公開の状況を適時確認する仕組みを検討していく。	△	財政部	行財政改革課	2485	108
79 指摘 文書取扱規則第37条に基づき、必要なときに必要な文書が素早く取り出せるように、適切に文書分類を行い、保管するよう指導・徹底すべきである。	来年2月に文書管理システムを更新することから、それに併せて全庁的に電子決裁の取り組みを進める予定である。 文書の適正保管については、研修を実施し、その徹底を図った。	△	行政部	行政課	3162	109
80 指摘 外郭団体は、経営改善指針に従って経営すべきである。経営改善指針を遵守すべきであるのに遵守されていない事項があった該当外郭団体については、その原因を分析し、改善を図るべきである。	(1)人事給与制度 市職員に準拠するが、継続的に給与制度を見直している。また、財団独自の研修制度で人材育成している。 (2)業務執行体制 法人制度改革に応じて、責任体制を明確化し、効率的な執行体制としている。 (3)自主的・自律的な運営 有識者などで構成される評議員会・自主事業運営委員会による評価及び利用者アンケートなどによる点検を実施している。 (4)情報公開の推進 インターネットなどを通じて経営状況等の公開に努めている。 (公共ホール管理財団) 継続して、平成25年度の経営改善指針に基づき行動している。 今後も、自主的、自立的な経営基盤の確立のため事業を精査し実施していく。(観光コンベンション協会) (一財)産業会館の職員の昇給、昇格等については独自に決定しているが、今後の在り方を検討していく中で、平成32年度以降も存続の方向が確定した場合は、独自の給与体系を構築するため、県及び(一財)産業会館と研究していく。(岐阜産業会館) 理事長を常勤役員として位置づけた(シルバー人材センター)	△		産業会館 公共ホール管理財団 シルバー人材センター 観光コンベンション協会	6256 6231 6251 266-5588	110
	経営改善指針に基づき、法人として適切な経営を行っており、今後も継続していくことを徹底した。	○		社会福祉協議会 社会福祉事業団	255-5511 252-0936	
	①独自の人事給与制度を導入、②職員に幅広い研修の機会を設定し、積極的に人材育成を図っている。 今後、自らの経営状況や業務全般について、継続的に点検・評価し、経営課題を的確に把握することが重要であることから、改善検討を図っている。	○		にぎわいまち公社	6121	
	経営改善指針について、今一度周知を行う。	△		みどりのまち推進財団	2832	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検討中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						
	経営改善指針に従って経営している。	○		土地開発公社	2570	
	経営改善指針の内容に従って経営を行っている。	○		国際交流協会	263-1741	
	【学校給食会】経営改善指針の(4)情報公開の推進についてホームページの更新を図った。 【教育文化振興事業団】経営改善指針を遵守した経営を行っている。	○		学校給食会 教育文化振興事業団	214-2363 259-4646	
81 意見 会計基準の変更があったとしても、できる限り遡及して修正し、最低でも過去3年分の事業報告や決算書を掲載することが望ましい。	実施済みである。(公共ホール管理財団) 決算報告書、事業報告書については、書面で公開している。(観光コンベンション協会) 実施済みである。(信用保証協会・岐阜産業会館・シルバー人材センター)	○		信用保証協会 産業会館 公共ホール管理財団 シルバー人材センター 観光コンベンション協会	6249 6256 6231 6251 266-5588	111
	ホームページにおいて過去の事業報告、決算報告を掲載している。今後も情報公開に努めていく。	○		社会福祉協議会 社会福祉事業団	255-5511 252-0936	
	過去3年分をホームページに掲載している。	○		にぎわいまち公社	6121	
	過去3年分の掲載を検討する。	△		みどりのまち推進財団	2832	
	ホームページ等に過去3年分の決算書を掲載している。	○		土地開発公社	2570	
	会計基準の変更があった場合、できる限り遡及して修正し、最低でも過去3年分の事業報告や決算書の掲載を行っていく予定である。	△		国際交流協会	263-1741	
	【学校給食会】平成26年度に財団法人から公益財団法人へ移行したことにより、平成25年度から公益法人会計基準により決算を行い、決算書を掲載している。平成24年度決算については、旧会計基準で承認及び監査を受けているため、注釈を付して旧会計基準適用の内容を掲載している。 【教育文化振興事業団】監査の前から掲載している。	○		学校給食会 教育文化振興事業団	214-2363 259-4646	
82 指摘 変更登記が遅延した原因を分析した上で、今後は、法律に適合する形で変更登記をすべきである。	法律に適合する形で役員の変更登記を済ませている。	○		シルバー人材センター	240-1245	112
83 指摘 措置状況については、指摘・意見との対応において記載が適切か、記載のとおり措置を講じているかを、措置実施所管課だけではなく、行政課において、必ず検証すべきである。	記載が適切か、記載のとおり措置を講じているかについて、行政課にてどのように検証するか検討していく。	△	行政部	行政課	2401	112

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成27年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成27年9月9日	△:検 討 中 検討中のもの				
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの						

84 指摘 外部監査人からの指摘・意見を最大限に活かす体制を構築すべきである。	他部署と協議しながら、指摘・意見を最大限に生かす体制の構築を検討していく。	△	行政部	行政課	2401	113
85 指摘 ホームページ上で、措置状況の経過まで公開すべきである。	平成27年4月公表分から、措置を講じた時期毎に別ファイルにて公表し、過去の措置内容を残すことで、経過が分かるようにしている。	○	行政部	行政課	2401	113